# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 8 | 市営住宅管理に関する事務　基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美馬市は、市営住宅管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいること宣言する。

| 特記事項 | |
| --- | --- |

## 評価実施機関名

美馬市長

## 公表日

令和8年3月2日

［令和7年5月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 市営住宅管理に関する事務 |
| ②事務の概要 | 「公営住宅法」「住宅地区改良法」に基づき、市営住宅の管理等を行う。<br>特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。<br>①入居時の入居資格確認（所得要件・在住要件等）<br>②入居時の家賃及び敷金決定<br>③入居者の所得状況の確認<br>④世帯員情報の確認<br>⑤同居承認、承継、退去などの決定 |
| ③システムの名称 | 1. 住宅管理システム<br>2. 中間サーバー<br>3. 団体内統合宛名システム |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 市営住宅管理ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | 番号法　第9条第1項　別表第一　項番19,35 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施しない　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ①番号法第19条第8号　別表第二<br>【[別表第二における情報照会の根拠】項番31、54<br>②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 美馬市経済建設部住宅・空き家対策課 |
| ②所属長の役職名 | 住宅課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 美馬市企画総務部総務課　〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-1212 |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 美馬市建設部住宅課　〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-5612 |

| 9. 規則第9条第2項の適用 | [　　]適用した |
|---|---|
| 適用した理由 | |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | |
|---|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [　1,000人未満（任意実施）　] | ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| | いつ時点の計数か | 令和8年1月1日 時点 | |
| **2. 取扱者数** | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [　　500人未満　　] | ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　　2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 令和8年1月1日 時点 | |
| **3. 重大事故** | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　　発生なし　　] | ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない** |

# Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| | [ 基礎項目評価書 ] | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **3. 特定個人情報の使用** | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | **[ ]委託しない** |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** | | **[ ]提供・移転しない** |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** | | **[ ]接続しない（入手）　[ ]接続しない（提供）** |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 8. 人手を介在させる作業 | | [　]人手を介在させる作業はない |
|---|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。<br>・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。<br>・特定個人情報を受け渡す際（USBメモリを使用する場合を含む。）は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で | |

| 9. 監査 | | |
|---|---|---|
| 実施の有無 | ［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査 | |
| **10. 従業者に対する教育・啓発** | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | ［　十分に行っている　］ | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| **11. 最も優先度が高いと考えられる対策** | **［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する** | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | ［ 9) 従業者に対する教育・啓発 ］<br>＜選択肢＞<br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | ［　十分である　］ | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 毎年全職員J-LISのネットラーニングにて「個人情報保護コース」を100%受講しており、基礎項目評価書についても変更は随時更新、少なくとも1年に一回全ての基礎項目評価書を見直し、修正することで職員の意識付けを実施している。これらの対策を講じていることから、「十分である」と考えられる。 | |

# 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和1年6月19日 | Ⅳリスク対策 | なし | 各項目ごとに入力 | 事後 | 評価書様式変更に伴うもの |
| 令和3年9月1日 | Ⅰ4②法令上の根拠 | ①番号法第19条第7号　別表第二<br>【別表第二における情報提供の根拠】項番9、 | ①番号法第19条第8号　別表第二<br>【別表第二における情報提供の根拠】項番9、 | 事後 | 番号法改正による号ずれに伴うもの |
| 令和5年2月22日 | Ⅰ1②事務の概要 | 「生活保護法」に基づき、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行 | 「生活保護法」に基づき、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行 | 事前 | 医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正 |
| 令和5年2月22日 | Ⅰ1③システムの名称 | 1. 生活保護システム<br>2. 中間サーバー | 1. 生活保護システム<br>2. 中間サーバー（自治体・医療保険者等向け） | 事前 | 医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正 |
| 令和5年2月22日 | Ⅰ3法令上の根拠 | 番号法第9条第1項　別表第一　項番15 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（「番号法」とい | 事前 | 医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正 |
| 令和5年2月22日 | Ⅰ4②システムの名称 | ①番号法第19条第8号　別表第二<br>【別表第二における情報提供の根拠】項番9、 | 番号法第19条第8号　別表第二<br>【別表第二における情報提供の根拠】項番9、 | 事前 | 医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正 |
| 令和5年3月17日 | Ⅱ1対象人数、2取扱者数 | 1. 対象人数　1,000人未満（任意実施）<br>いつの時点の計数か　令和2年9月1日時点 | 1. 対象人数　1,000人未満（任意実施）<br>いつの時点の計数か　令和5年2月28日時点 | 事前 | 対象人数及び取扱者数の再集計による見直し |
| 令和6年2月29日 | Ⅰ1②事務の概要 | ⑤医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する事務 | ⑤医療扶助のオンライン資格確認に関する事務（委託を受けた社会保険診療報酬支払基金 | 事前 | 医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正 |
| 令和7年2月6日 | Ⅰ3. 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（「番号法」とい | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（「番号法」とい | 事前 | 番号法改正による号ずれに伴うもの |
| 令和7年2月6日 | Ⅰ4. ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号　別表第二<br>【別表第二における情報提供の根拠】項番9、 | 番号法第19条第8号　別表<br>【別表における情報提供の根拠】項番8、9、 | 事前 | 番号法改正による号ずれに伴うもの |
| 令和7年2月6日 | Ⅱ1. 対象人数、2. 取扱者数 | 1. 対象人数　1,000人未満（任意実施）<br>いつの時点の計数か　令和6年1月1日時点 | 1. 対象人数　1,000人未満（任意実施）<br>いつの時点の計数か　令和7年2月1日時点 | 事前 | 対象人数及び取扱者数の再集計による見直し |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |